

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 14 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
等における「第 4 経過措置等」に掲げる施設基準の届出について

基本診療料及び特掲診療料の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）によりお示しているところであるが、当該通知の「第 4 経過措置等」における表 1 及び表 2 に掲げる項目であって、その項目を令和 8 年 8 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて、別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和 8 年 8 月 1 2 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

(別紙)

令和8年8月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項番	届出対象 (令和8年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	届出に係る内容	令和8年8月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式※
特定入院料	1	回復期リハビリテーション病棟入院料1	リハビリテーション実績指数の基準が変更になったため、令和8年3月31日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1に係る届出を行っている病棟については、令和8年8月1日以降に引き続き算定する場合に限り、届出を必要とする。	回復期リハビリテーション病棟入院料1	別添7 別添7の様式49
	2	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	リハビリテーション実績指数の基準が変更になったため、令和8年3月31日において現に特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和8年8月1日以降に引き続き算定する場合に限り、届出を必要とする。	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	別添7 別添7の様式49

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。